

令和7年度村上市地域おこし協力隊募集要項

＜羽越しな布の継承者＞

《山北地域の概要》

新潟県の北部に位置し、山形県境に接する村上市。平成20年4月に1市2町2村が合併し誕生した当市は、県内で最も広い1174.26km²を有し、南北50kmにも及ぶ海岸線は、国の名勝天然記念物「笹川流れ」に代表される美しい自然景観と新鮮な魚介類が水揚げされる漁港などを有しています。また、東側の県境は飯豊・朝日連峰の山々が連なり、そこを水源とする平成の名水百選に選定されている荒川、鮭の遡上する母なる川の三面川など河川から肥沃な土地が広がり、稲作による農業生産が盛んな地域です。

村上市の中心部から北へ40km、村上市山北地域は、新潟県最北端に位置し、その総面積の約93%は山林に占められていますが、河川沿いに集落と農地が点在している農山村と、日本海の海岸線沿いに漁港を有し、海山川すべてがぎゅっとつまった地域です。歴史とロマンを秘めた山「日本国」、平成の名水百選に選定されている「吉祥清水」、国の名勝天然記念物「笹川流れ」に代表される自然豊かで素朴な地域に、2,023世帯、4,645人が暮らしていますが、高齢化率は50%を超え、村上市の中でも最も高齢化の進んだ地域でもあります。特産のコシヒカリ、赤かぶ、山菜、海産物、塩など自然豊かな食に恵まれた地域です。

※人口は令和6年12月1日現在、村上市住民基本台帳

《募集の経緯》

山北地域「山熊田集落」には伝統文化が多く残っており、地方の山間部の中でも特殊な地域です。自然からの恵みをいただくだけではなく、手入れして育て、マタギや山焼き（焼畑農法）など年間を通して山と共存する、日本の原風景のような暮らしを続けています。

特に貴重なのが、シナノキの樹皮から糸を作り、布を織る、「羽越しな布」です。山が布になったような素朴で強く繊細な「羽越しな布」は、日本三大古代布に数えられ、伝統的工芸品として国の指定を受け、地域のおばあちゃんたちの手により、現代に受け継がれてきました。

しかし、社会情勢の変化により、担い手の高齢化、後継者不足などの問題を抱え、しな布づくりの伝統の継続は危機的状況になっています。

そこで、「羽越しな布」の伝統の継承者として、地域おこし協力隊を募集します。その生産技術の習得はもちろんのこと、後継者育成事業やしな布の新たな価値を生み出すクリエイティブな挑戦などを通し、山に生きる人々から知恵や生きる術を直接学ぶことができるチャンスを活用して、私たちの仲間になってくれることを期待しています。

《募集内容》

1. 募集内容

- (1) 活動エリア：村上市山北地域（山熊田集落を中心に活動）
- (2) 主な業務内容
 - ・羽越しな布の技術継承
 - ・羽越しな布を取り巻く環境、文化、生活、生産プロセスを学び、次世代に受け継ぐ活動
 - ・地域の関係人口や定住人口の拡大に関する活動

※業務の実施にあたっては、山熊田集落在住の集落支援員がサポートします。また、同一のミッション内容で活動中の地域おこし協力隊とも連携しながら活動していただきます。

Instagram「山熊田としな布」

羽越しな布の継承を業務とする山熊田集落在住の集落支援員と地域おこし協力隊が自身の活動や地域の様子を紹介しています。

https://www.instagram.com/yamakumada_shinahu?utm_source=qr&igsh=MWE5YnBxbTZrd3ZtMQ==



- (3) 募集人数：1名
- (4) 居住場所：地域内の空き家

2. 募集対象

- (1) 応募時点において条件不利地域※以外に住民票があり、隊員として採用後、当市に住民票を異動することができる方（着任前に当市に住民票を異動しない方）

※条件不利地域：次の①から⑦のいずれかの対象地域・指定地域を有する市町村。

①過疎地域自立促進特別措置法（平成12年法律第15号）

- ・第2条第1項に規定する過疎地域に該当する市町村
- ・第33条第1項の規定により過疎地域とみなされる市町村
- ・第33条第2項の規定によりその区域の一部が過疎地域とみなされる市町村

②山村振興法（昭和40年法律第64号）

- ・第7条第1項の規定により指定された振興山村をその区域の全部又は一部とする市町村

③離島振興法（昭和28年法律第72号）

- ・第2条第1項の規定により指定された離島振興対策実施地域をその区域の全部又は一部とする市町村

④半島振興法（昭和60年法律第63号）

- ・第2条第1項の規定により指定された半島振興対策実施地域をその区域の全部又は一部とする市町村

⑤奄美群島振興開発特別措置法（昭和29年法律第189号）

- ・第1条に規定する奄美群島をその区域の全部とする市町村

⑥小笠原諸島振興開発特別措置法（昭和44年法律第79号）

- ・第4条第1項に規定する小笠原諸島をその区域の全部とする市町村

⑦沖縄振興特別措置法（平成14年法律第14号）

- ・第3条第1号に規定する沖縄の市町村

- (2) 地域活動に率先して取り組むことができる方
- (3) 普通自動車免許証を有している方
- (4) 基本的なパソコン操作（ワード、エクセル等）ができる方

3. 雇用

- (1) 身分は、村上市の会計年度任用職員とします。
- (2) 雇用期間は年度単位での契約とし、最長で3年まで延長することができます。ただし、任用・更新の正式決定は、市の各年度の予算成立後となります。
- (3) 会計年度任用職員については、地方公務員法上の服務に関する規定が適用され、かつ、懲戒処分の対象となります。

4. 勤務及び休暇

- (1) 勤務時間は、原則、午前9時～午後5時までの7時間（昼休憩1時間）としますが、活動内容により7時間を越えない範囲での変更もあります。
- (2) 休暇は、土日祝祭日、年末年始とし、同日に勤務があった場合は振替休日とします。また、年次休暇及び特別休暇を取得することができます。

5. 報酬

- (1) 月額：222,193 円
- (2) 期末手当、勤勉手当、通勤手当（費用弁償）の支給あり

6. 待遇及び福利厚生

- (1) 隊員には、当市が用意した住居に居住していただきます。
ただし、水道光熱費等については、個人負担となります。
- (2) 勤務中に使用するパソコン等は必要に応じて当市から貸与します。
- (3) 厚生年金、健康保険、雇用保険に加入します。

7. 応募

- (1) 提出書類
 - ① 応募用紙（当市のホームページからダウンロードできます。）
 - ② 履歴書（市販のものをご使用ください。）
 - ③ 住民票の写し（3か月以内に発行されたもの）

※ご提出いただいた書類は返却いたしません。

- (2) 募集期限 令和7年3月12日（水）必着

※上記期限までに応募がない場合、又は第2次選考通過者がいない場合は、募集期間を延長し随時受付します。

8. 選考

- (1) 第1次選考《書類選考》

応募書類により選考を行い、結果は応募された方全員に文書で通知します。

- (2) 第2次選考《面接等》

原則として現地で面接による選考を行います。第2次選考に参加するための現地までの交通費等は、応募者の個人負担となります。

また、第2次選考結果（採用内定通知）は文書とメールで通知しますが、正式な雇用契約は令和7年度予算確定後になります。

① 日時 令和7年3月23日（日）午後2時

※募集期間を延長した場合は、応募者に別途通知します。

② 会場 村上市山北支所（新潟県村上市府屋232番地）

9. 着任予定日 令和7年5月1日（木）【応相談】

※募集期間を延長した場合は、第2次選考以降に着任日を調整します。

《応募・問い合わせ先》

〒959-3993

新潟県村上市府屋232番地

村上市山北支所 地域振興課自治振興室

電話：0254-77-3111、メール：s.shinko-chiiki@city.murakami.lg.jp